

## ＜＜ 計画概要書 ＞＞

様式第 1 (第 3 条関係)

新設 (法第 5 条第 1 項) の場合

※受理年月日	平成 年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

平成 年 月 日

(あて先) 静岡市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

- ・ 設置者の氏名、又は名称を記載すること。
- ・ 法人にあってはその代表者の職名・氏名も記載すること。  
(登記簿で確認すること)
- ・ 登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載すること。

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 建物の名称は設置後予定している名称を記載すること。(仮称も可)
- ・ 所在地は計画地の登記簿上の地番、筆数を記載すること。

#### 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 原則として全ての小売業者名を記載すること。
- ・ 法人にあってはその代表者の職名、氏名も記載すること。(登記簿で確認すること)
- ・ 登記簿、住民票記載の所在地をそのまま記載すること。
- ・ 現段階で未定の分については、決定次第、速やかに法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更届出書を提出すること。

#### 3 大規模小売店舗の新設をする日

#### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

#### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

#### 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

## ＜＜ 計画概要書 ＞＞

様式第3（第7条関係）

変更（法第6条第2項）の場合

※受理年月日	平成 年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）静岡市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

- ・ 設置者の氏名、又は名称を記載すること。
- ・ 法人にあつてはその代表者の職名・氏名も記載すること（登記簿で確認すること）
- ・ 登記簿、住民票記載の所在地をそのまま記載すること。

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 建物の名称は設置後予定している名称を記載すること。（仮称も可）
- ・ 所在地は計画地の登記簿上の地番、筆数を記載すること。

#### 2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

#### 3 変更する年月日

#### 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ※印の項は記載しないこと。

## << 計画概要書 >>

様式第8（第20条関係）

変更（法附則第5条第1項）の場合

※受理年月日	平成 年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

平成 年 月 日

（あて先）静岡市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

- ・ 設置者の氏名、又は名称を記載すること。
- ・ 法人にあってはその代表者の職名・氏名も記載すること（登記簿で確認すること）
- ・ 登記簿、住民票記載の所在地をそのまま記載すること。

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 建物の名称は設置後予定している名称を記載すること。（仮称も可）
- ・ 所在地は計画地の登記簿上の地番、筆数を記載すること。

#### 2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

#### 3 変更する年月日

#### 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ・ 原則として全ての小売業者名を記載すること。
- ・ 法人にあってはその代表者の職名、氏名も記載すること。（登記簿で確認すること）
- ・ 登記簿、住民票記載の所在地をそのまま記載すること。
- ・ 現段階で未定の分については、決定次第速やかに法第6条第1項の規定に基づく変更届出書を提出すること。

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
- ② 駐輪場の位置及び収容台数
- ③ 荷さばき施設の位置及び面積
- ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

## I 計画の概要

### 1 出店等の趣旨

### 2 問い合わせ先（住所・法人名・電話番号・FAX番号・担当者氏名）

### 3 計画地の概要

所有区分	面積（㎡）	備考
自己所有		
賃貸借契約		
計		

### 4 計画地及び計画地周辺における公的計画等の状況

用途地域			
公的計画等の状況	事 項	当該計画との 関係有無	内 容 ・ 状 況
	市街地再開発事業の施行予定		
	区画整理事業等の施行予定		
	開発行為の該当及び手続き状況		
	農地の場合の転用許可の見込み		
	地区計画		
	建築協定		
	パークアンドライド事業への参加等		

※ 新設の場合には、土地利用計画図及び公図を添付する。

### 5 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

※ 変更の場合は、建築確認が必要な場合のみ記載する。

## 6 大規模小売店舗内の店舗面積の内訳

(単位 m<sup>2</sup>)

項目		1階	2階	3階	階	合計	備考
延床面積							
店舗面積	小売店舗面積						
	延床面積に含まれない店舗面積 ※						
	店舗面積計(合計欄は届出面積と一致)						
小売業以外の事業用部分							
その他施設部分							
合計							

※ 軒下売場の面積(軒下に自動販売機を設置する場合は店舗面積に含む。)

## 7 店舗及び併設施設の概要

### (1) 建物の構造 造 階建

※ 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載する。

### (2) 小売業者の状況 小売業者数

小売業者名	代表者の役職・氏名	住所	店舗面積(m <sup>2</sup> )	主たる販売品目	開店時刻	閉店時刻	図面番号(位置)

### (3) 小売業以外の併設施設の状況

※ 飲食・サービス、アミューズメント施設、オフィス、住居、公共施設等の併設がある場合に記載する。

区分	施設の種類・名称	面積(m <sup>2</sup> )	事業主体	図面番号(位置)
小売業と利用者が概ね同一の施設				
	計	A		
小売業と利用者が異なる施設	a			
	b			
	計			

※ 利用者が概ね同一の施設としては、レストラン、銀行ATM、ゲームセンター、クリーニング、ボーリング場、映画館、温浴施設等が想定される。

【A÷店舗面積 ≤ 0.2の場合】 利用者が概ね同一の施設の駐車台数を別途確保する必要はない。

【A÷店舗面積 > 0.2の場合】 店舗面積の2割を超える部分について別途駐車マスを確保する必要がある。  
II.1.(2)参照

A - 店舗面積 × 0.2	m <sup>2</sup>
----------------	----------------

※ a, b, …については、8.1.(1)②で駐車場の状況を記載する。

## 8 指針に関する事項

### 8.1 交通関係

#### (1) 駐車場の概要

##### ① 小売店舗への来店者が利用できる駐車場

駐車台数計 (届出台数と一致)	台	うち高齢者、車いす利用者 等の駐車台数(駐車ます寸法)	台 ( m × m )
--------------------	---	--------------------------------	-------------

##### ② 各駐車場の利用形態

図面番号 (位置)	管理 主体	利用者	台数	利用可能時間帯	構造	駐車ます寸法	店舗から駐車場 までの距離
				~		m × m	m
				~		m × m	m

※ 駐車場ごとに記載する。

※ 利用者欄には下表<利用者の区分>の該当する記号をすべて記入し、台数欄は利用者ごとに利用可能台数を記入する。

※ 利用者がウに該当する場合は、7.(3)の表中「施設の種類・名称」欄の記号を括弧書きで記入する。

※ 利用者ごとに利用可能時間帯が異なる場合は、時間帯の欄も区分して記入する。

※ 1台当たりの「駐車ます寸法」は道路構造令に則った幅2.25m×長さ5.0m以上を目安とすること。

#### <利用者の区分>

ア. 小売店舗への来客(店舗面積が2割を超えない利用者同一の施設の来客を含む)

イ. 利用者同一施設のうち店舗面積の2割を超える部分への来客

ウ. 小売業と利用者が異なる施設の利用者(a, b, …)

エ. 従業員用

#### <管理主体の区分>

・設置者 ・店舗小売業者 ・民間 ・公共機関 ・併設施設の管理者

#### <構造の区分>

・建物外平面(自走式) ・建物内(自走式) ・駐車場ビル(自走式) ・駐車場ビル(機械式)

##### ③ 出入口の状況

番号	種別	入出庫方向(右左折の別)
No.		
No.		
合計 (届出の数と一致)		箇所

※ 種別欄には、「入口専用、出口専用、出入口」の別を記入する。

④ 入口付近の状況

図面番号 (位置)	ゲートの有無	入庫処理時間(秒)	駐車待ちスペース(m)

- ※ 駐車待ちスペースは、駐車場の入口から発券ブースまでの距離をいう。
- ※ 発券ブースがない場合は、入口から実際に駐車できる直近の「駐車ます」までの距離をいう。

⑤ 駐車場内及び出入口における安全確保

図面番号 (位置)	配慮事項

- ※ 路面標示や出入口の見通し等についても記載する。停止線等については図示する。
- ※ 駐輪場の確保及び自動二輪車専用駐車を区分して確保した場合、安全確保の配慮事項を併せて記載する

(2) 来退店経路の設定

図面番号	経路設定に当たっての配慮事項

- ※ 駐車場出入口においては、原則左折入出庫とすること。やむを得ず右折入出庫を行う場合には、それに対する配慮事項も併せて記載する。
- ※ 店舗周辺の通学路を図示するとともに、来退店経路や店舗出入口と重なる場合は、それに対する配慮も併せて記載する。

(3) 交通整理員の配置

図面番号 (位置)	人数	配置時間帯	備考
		～	
		～	

- ※ 備考欄には配置時期等を記載する。

(4) バス、タクシー等停留場の状況

① 店舗の敷地内に新たに駐車場を設ける計画の有無

② 駐車場の出入口付近におけるバス、タクシー等停留場の有無

- ※ ①、②のいずれかが「有」の場合は配慮事項も併せて記載する。

(5) 歩行者の通行利便性の確保等

出店により従来の通行の利便が損なわれる可能性の有無

※ 有の場合は配慮事項も併せて記載する。

(6) 駐輪場の概要

① 小売店舗への来店者が使用できる駐輪場

駐輪台数計 (届出台数と一致)	台
--------------------	---

② 各駐輪場の利用形態

図面番号 (位置)	利用者	台数	利用可能時間帯	構造	区画寸法
			~		m × m
			~		m × m

※ 駐輪場ごとに記載する。

※ 利用者欄には下表<利用者の区分>の該当する記号をすべて記入し、台数欄は利用者ごとに利用可能台数を記入する。

※ 利用者がウに該当する場合は、7.(3)の表中「施設の種類・名称」欄の記号を括弧書きで記入する。

※ 利用者ごとに利用可能時間帯が異なる場合は、時間帯の欄も区分して記入する。

※ 構造欄の配列と区画寸法は道路構造令の規定「自転車駐車区画の1台当たり所要面積標準値」を目安とすること。

<利用者の区分>

ア. 小売店舗への来客（店舗面積が2割を超えない利用者同一の施設の来客を含む）

イ. 利用者同一施設のうち店舗面積の2割を超える部分への来客

ウ. 小売業と利用者が異なる施設の利用者（a. b. … ）

エ. 従業員用

<構造>

・低配列（片側一列） ・低配列（両側一列） ・高低配列（片側一列） ・高低配列（両側一列）

・斜配列（片側一列 30°） ・斜配列（片側一列 45°）

(7) 自動二輪車専用駐車場の概要

① 自動二輪車専用駐車場の利用形態

図面番号 (位置)	利用者	台数	利用可能時間帯	構造	区画寸法
			~		m × m



- ※ 利用者欄には下表<利用者の区分>の該当する記号をすべて記入し、台数欄は利用者ごとに利用可能台数を記入する。
- ※ 利用者が ウ に該当する場合は、7. (3) の表中「施設の種類・名称」欄の記号を括弧書きで記入する。
- ※ 利用者ごとに利用可能時間帯が異なる場合は、時間帯の欄も区分して記入する。
- ※ 自動二輪車専用駐車場の区画寸法については、標準駐車場条例の規定により奥行 2.3m以上、幅 1m以上を目安とすること。

**<利用者の区分>**

- ア. 小売店舗への来客（店舗面積が2割を超えない利用者同一の施設の来客を含む）
- イ. 利用者同一施設のうち店舗面積の2割を超える部分への来客
- ウ. 小売業と利用者が異なる施設の利用者（ a. b. … ）
- エ. 従業員用

**(8) 荷さばき施設**

図面番号 (位置)	施設の面積 (㎡)	荷さばき待ちのための 駐車スペース (㎡)
合計 (届出面積と一致)		

- ※ 荷さばき施設の面積は、搬出入車両の駐車面積及び荷さばきスペースを指し、保管スペース等は含まない。
- ※ 荷さばき待ちのための駐車スペースは、搬出入車両が荷さばき作業をしている間、他の車両を駐車させておくスペースを指す。

**(9) 搬出入車両のための出入口**

図面番号 (位置)	来店車両との 専用・共用の別	備 考

- ※ 共用の場合は、備考欄に配慮事項を記載する。
- ※ 歩行者(特に通学時間帯等)の安全確保についても記載する。

**(10) 搬出入計画**

荷さばき時間帯		～					平均荷さばき 処理時間(分)
車種 大きさ	時間帯	～	～	～	～	～	
搬 出 入 台 数	車種○○						
	車種○○						
	車種○○						
	計						

- ※ 車種は、積載量により区分する。
- ※ 荷さばき施設が複数ある場合は、施設ごとに表を作成する。

## 8.2 騒音関係

### (1) 騒音の予測値

#### ① 等価騒音レベル

図面番号	時間帯	予測地点	平日・休日 (db)			
			地点A	地点B	地点C	地点D
		地域類型				
	昼間	等価騒音レベル				
		基準値				
	夜間	等価騒音レベル				
		基準値				

※ 予測地点は、建物の周囲4方向について近接した、最も騒音の影響を受けやすい地点に立地する住居の外壁等又は住居が立地可能な土地の敷地境界を選定する。

#### ② 夜間の騒音レベルの最大値

図面番号	予測地点	平日・休日 (db)			
		地点a	地点b	地点c	地点d
	区域区分(夜間騒音)				
	夜間最大値				
	基準値				

※ 夜間において騒音が発生することが見込まれる場合の予測地点は、大規模小売店舗の敷地境界線における騒音レベルが最大となる地点とする。

※ 最大値は騒音レベルの最大値(LAmax)とする。

地域類型	A A	社会福祉施設等が集合して設置されるなど特に静穏を必要とされる地域
	A	専ら住居の用に供される地域
	B	主として住居の用に供される地域
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
区域区分	第1種区域	良好な住居の環境の保全を要する区域
	第2種区域	住居の用に供される区域
	第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域
	第4種区域	主として工業等の用に供されている区域

(2) 騒音対策

① 荷さばき作業に伴う騒音対策

図面番号 (位置)	施設面	作業面

※ 施設面の騒音対策の具体例

荷さばき時間の短縮が可能な十分なスペースの確保、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有する素材の使用、内装面の吸音材の使用など

※ 作業面の騒音対策の具体例

荷さばき作業時間の特定、荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底など

② 店外営業宣伝活動に伴う騒音対策（非常時用は除く）

拡声器の数	
拡声器の音量	
拡声器の使用時間	時 ～ 時
拡声器の配置	図面番号 記載

※ 拡声器の能力を記したカタログ等を添付する。添付図面に拡声器の方向を記載する。

※ 静岡県生活環境の保全等に関する条例に定める使用時間を遵守すること。

③ 冷却塔、室外機等の運転に伴う騒音対策

機 器	騒音対策	図面番号 (位置)
冷却塔(クーリングタワー)		
冷凍機(圧縮機があるものに限る。)		
室外機(送風機・圧縮機)		
給排気口		

※ 騒音発生源となる機器を記載する。

※ 各機器については、メーカー名、型式、騒音値等を記したカタログ等の資料を添付する。

※ 騒音対策の具体例

機器周辺の遮音、吸音処理、低騒音機器の導入、防振架台の設置など

④ 駐車場の騒音対策

図面番号 (位 置)	施設面	運用面

- ※ 分散配置した駐車場における騒音対策についても記載する。
- ※ 駐車場の施設面の騒音対策の具体例  
 駐車場の屋内化、天井・壁の遮音・吸音処理、立体駐車場におけるスロープ勾配等の配慮、低騒音舗装、床や排水蓋の段差の解消など
- ※ 駐車場の運用面の騒音対策の具体例  
 駐車場利用時間帯の制限、営業時間外の駐車場の管理、来店者に対し不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしなどを行わない旨の呼びかけ、青少年等が「たむろ」することにより騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施設・警備員の巡回等の必要な措置を講じ適切に管理することなどなど

⑤ 廃棄物収集作業に係る騒音対策

図面番号 (位 置)	施設面	運用面

- ※ 施設面の騒音対策の具体例  
 収集場所の配置についての配慮など
- ※ 運用面の騒音対策の具体例  
 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ、回収時間帯の制限など

### 8.3 廃棄物等関係

#### (1) 廃棄物等の保管施設

図面番号 (位置)	容量 (m <sup>3</sup> ) <W×D×H>	廃棄物等 の種類	施設面	運用面
合計 (届出容量と 一致)				

#### <廃棄物の種類>

- 1 ダンボール (梱包用)                      2 アルミ製・スチール製の缶 (業務容器を含む。)  
 3 ガラス製の瓶 (業務容器を含む。)      4 ビニール・プラスチック  
 5 ペットボトル (飲料容器)              6 トレイ      7 発泡スチロール (梱包材・緩衝材)  
 8 厨芥 (調理屑、残飯等)      9 廃油      10 雑芥 (分別不可能な廃棄物)      11 その他

※ 施設面・運用面の欄には、悪臭、汚水、害虫発生等に係る対策について記載する。

※ 施設面：冷蔵設備、洗浄設備、生ごみ処理機などを挙げ、対策を併記する。

#### (2) リサイクルボックスの設置状況

図面番号 (位置)	容量 (m <sup>3</sup> )	リサイクル物資の種類	回収頻度

#### (3) 廃棄物等の運搬・処理計画

種類	運 搬				処 理	
	有・無	運搬者 (一廃・産廃)	頻 度	時間帯	処理方法	処理業者 (一廃・産廃)
ダンボール						
牛乳パック						
空き缶						
空き瓶						
ビニール・プラ スチック						
ペットボトル						
トレイ						
発泡スチロール						
生ごみ						
可燃物 (紙屑・木屑)						
廃油						

※ 分別する廃棄物等の種類ごとに記載する。

※ 小売業者ごとに運搬・処理を行う場合は、小売業者ごとにこの表を作成する。

※ 種類欄に例示したものの以外の一般廃棄物、産業廃棄物等については、余白に追加して記載する。また、日常的に発生しないと思われる金属くず等の産業廃棄物が発生した場合の対応について欄外に記載する。

※ 運搬者欄及び処理業者欄には、一般廃棄物・産業廃棄物の許可の別を記載する。

※ 処理方法の欄には堆肥化、再生紙化、油化等のリサイクル方法又は焼却、埋立等の処分方法を具体的に記載する。

(4) 食品加工場の設置状況

有 ・ 無

図面番号 (位 置)	加工施設の種別	面積 (㎡)	環境保持への配慮事項

※ 食品加工場からの調理臭・悪臭の発散を防止するために、食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策について記載する。また、民家に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置及び、定期的な清掃の実施等の措置を記載すること。

(5) その他配慮している事項

※ 廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等について記載する。

## 8.4 街並みづくり等

(1) 景観

※ 出店地域の街並みづくり計画に基づく景観等への配慮事項、地域と調和した景観づくりのために行う色彩の統一、外観、植栽、屋外広告物等について記載する。

(2) 夜間照明

図面番号 (位 置)	照明看板、照明灯等 の区分	配慮事項

※ 屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間等について記載する。

## 8.5 災害時等における地域への協力体制

※ 防災対策への協力要請への対応を記載する。

## 8.6 深夜における防犯対策への協力体制

※ 深夜の周辺地域での防犯や、青少年の非行防止の一助となる対策への協力体制（駐車場等への適切な照明の配置、警備員の巡回等）を記載する。

※ 併施設を有する大規模小売店舗の設置者においては、併施設の事業者との協力体制の状況を記載する。

## 8.7 まちづくりへの貢献策

※ まちづくりへの貢献策について行っている場合、取組みを記載する。

## II 届出数値及び予測値の算出根拠

### 1 駐車場関係

#### (1) 必要駐車台数 (指針による計算)

届出駐車台数	台
--------	---

用途地域	
------	--

※ 用途地域が商業地区とその他の地区とにまたがる場合に記載する。

用途地域	商業地区		計
面積 (ha)			

L : 最寄駅からの距離	m	最寄駅名 ( )
--------------	---	----------

事 項 等		備 考
S : 店舗面積	千㎡	
A : 店舗面積当たり日来客数原単位	人/千㎡	※ 人口規模、地区の区分、Sの値による
B : ピーク率	14.4%	
C : 自動車分担率	%	※ 人口規模、地区の区分、Lの値による
D : 平均乗車人員	人/台	※ Sの値による
E : 平均駐車時間係数		※ Sの値による

ピーク1時間当たりの自動車来台数	台/時間	$A \times S \times B \times C \div D$
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

(端数処理：小数点以下四捨五入)

#### <参考>

A : 店舗面積当たり日来客数原単位	
商業地区	その他地区
1,500-20S (S<20)	1,400-40S (S<10)
1,100 (S≥20)	1,000 (S≥10)

(注) 単位：人/千㎡、Sは店舗面積(千㎡)(以下同様)

B : ピーク率	14.4%
----------	-------

C : 自動車分担率	
商業地区	その他地区
12.5+0.055L (L<500)	65
40 (L≥500)	

D : 平均乗車人員	
店舗面積	人員
10,000㎡未満	2.0
10,000㎡以上 20,000㎡未満	1.5+0.05S
20,000㎡以上	2.5

E : 平均駐車時間係数	
店舗面積	係数
10,000㎡未満	$\frac{30+5.5S}{60}$
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65+2S}{60}$
20,000㎡以上	1.75

(注) 単位：%、Lは駅からの距離(m)

(2) 小売業以外の併設施設の駐車場

※ 利用者欄はI.8.1(1)のイ,ウ,エに対応する。

① イ・併設施設のうち利用者同一の面積が、店舗面積の2割を超える部分の必要駐車台数

図面番号 (位置)	駐車台数	左記の駐車台数で充足する理由

《 参考 》 小売店舗の集客に影響が考えられる併設施設の面積が2割を超えた場合については、小売店舗の必要駐車台数に、併設施設の面積の割合に応じ、下記に示す比率の倍数の必要駐車台数を整備する。

併設施設の割合	指針値との比率式 (X : 併設施設の割合%)
20~50%	$0.010X + 0.80 = A$
50~80%	$0.008X + 0.90 = A$
80%~	$0.002X + 1.38 = A$

B : 小売店舗必要駐車台数	A : 指針値との比率	併設施設のうち、利用者同一の面積が店舗面積の2割を超える部分の必要駐車台数 【B × (A - 1)】

② ウ・小売業と利用者が異なる施設の必要駐車台数

図面番号 (位置)	駐車台数	左記の駐車台数で充足する理由

③ エ・従業員の必要駐車台数

図面番号 (位置)	駐車台数	左記の駐車台数で充足する理由

(3) 来店経路の予測

① 方向別来店台数予測

(平日・休日)

	出入口 NO.		出入口 NO.		出入口 NO.		計		構成比
	一日延 べ台数	ピーク 時台数	一日延 べ台数	ピーク 時台数	一日延 べ台数	ピーク 時台数	一日延 べ台数	ピーク 時台数	
〇〇方向より									%
〇〇方向より									%
〇〇方向より									%
〇〇方向より									%
計									100%
構成比	%		%		%		100%		



- ※ 平日、休日別に作成する。
- ※ 予測根拠を添付する。

② 必要とする出入口の数の算出

--

＜参考＞指針の運用細則による計算方法

【平面自走式駐車場（オペレータあり）の場合】「ピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数」÷450(台)

450 台 … 平面自走式駐車場 1 時間の入庫処理能力（1 台 8 秒で算出）

【垂直循環方式の機械式駐車場の場合】 「ピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数」÷40(台)

40 台 … 垂直循環方式の機械式駐車場 1 時間の入庫処理能力（1 台 90 秒で算出）

- ※ いずれも小数点以下切り上げ

(4) 駐車待ちスペース等

指針の計算式による必要な駐車待ちスペース等

図面番号 (位置)	A : 1 分当たりの入庫 予測台数 (台)	B : 1 分当たりの入庫 処理能力 (台)	必要な駐車待ちスペース (A × 1.6 - B) × 6
			m
			m

- ※ 入庫処理能力は、指針では 1 台あたり平面自走式（オペレータあり）で 8 秒、垂直循環方式で 90 秒としている。これ以外の数値を使用する場合は、根拠となるメーカーカタログ等を添付する。

## 2 駐輪場関係

### (1) 必要駐輪台数

届出駐輪台数	台
--------	---

事 項 等		備 考
S : 店舗面積	千㎡	
A : 店舗面積当たり日來客数原単位	人/千㎡	
B : ピーク率	14.4 %	
C : 自転車分担率	%	
D : 平均駐輪時間係数		

ピーク1時間当たりの 自転車来台数	台/時間	$A \times S \times B \times C$
必要駐輪台数	台	$A \times S \times B \times C \times D$

※ 必要駐輪台数は、店舗面積 3,000 ㎡以下の総合スーパー・食品スーパー（当該店舗の食料品販売額が全販売額の 70%を超えている店舗をいう。）においては、原則として店舗面積 35 ㎡当たり 1 台の割合で算出することができる。

### (2) 特別な事情による駐輪台数等

必要駐輪台数	
--------	--

算出根拠（計算式等）	
------------	--

※ 駐輪場附置義務条例等が適用になる場合は、その内容を記載する。

### (3) 小売業以外の施設の駐輪場

※ 利用者欄は I.8.1(6)の イ,ウ,エ に対応する。

#### ①イ・併設施設のうち利用者同一の面積が店舗面積の 2 割を超える部分の必要駐輪台数

図面番号 (位 置)	駐輪台数	左記の駐輪台数で充足する理由

②ウ・小売業と利用者が異なる施設の必要駐輪台数

図面番号 (位置)	駐輪台数	左記の駐輪台数で充足する理由

③エ・従業員の必要駐輪台数

図面番号 (位置)	駐輪台数	左記の駐輪台数で充足する理由

3 自動二輪車専用駐車場関係

(1) 必要駐車台数

必要駐車台数	
--------	--

算出根拠 (計算式等)	
-------------	--

(2) 小売業以外の施設の駐車場

※ 併設施設のうち利用者同一の面積が店舗面積の2割を超える部分への来客、小売業と利用者が異なる施設の利用者、従業員のための駐車台数及び充足理由を記載する。

※ 利用者欄はI.8.1(7)のイ,ウ,エに対応する。

#### 4 荷さばき施設関係

A : ピーク 1 時間当たりの搬出入車両台数	(台)
B : 1 台当たりの平均荷さばき処理時間	(分)
C : 同時作業可能台数	(台)
D : 荷さばき待ち可能車両台数	(台)
E : 1 台当たりの平均荷さばき処理作業面積	( $m^2$ )
F : 搬出入車両の 1 台当たりの最大駐車面積	( $m^2$ )
G : 同時作業可能台数	(台)

##### (1) ピーク時の状況

$60/B \times C + D$	(台)
---------------------	-----

※ 【 $A \leq 60/B \times C + D$ 】 が確保されていることが必要。

##### (2) 荷さばきのための必要スペース

必要スペース $(E + F) \times G$	( $m^2$ )
---------------------------	-----------

##### (3) 荷さばき待ちのための駐車スペース

必要駐車スペース $D \times F$	( $m^2$ )
-----------------------	-----------



② 夜間

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)			
	騒音レベル (dB)	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音	冷却塔										
	冷凍機										
	室外機										
	給排気口										
変動騒音	来客車両走行										
	荷さばき車両走行										
	荷さばき車両のアイドリング										
	荷さばき車両の後進ブザー										
	廃棄物収集作業										
	店外放送等										
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音										
	荷さばき台車走行音										

夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベル	A	dB
	B	dB
	C	dB
	D	dB

(2) 夜間（午後 10 時～午前 6 時）において発生することが見込まれる騒音

※ 夜間において騒音が発生することが見込まれる場合の発生する騒音の予測地点は、騒音ごとの大規模小売店舗の敷地境界線における騒音レベルが最大となる地点とする。最大値は騒音レベルの最大値（L Amax）とする。

※ 騒音発生源が併設施設に特定されている場合にあっては、当該騒音は予測・評価の対象にならない。

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)				
	騒音レベル (dB)	根拠		a	b	c	d	a	b	c	d	
定常騒音	冷却塔											
	冷凍機											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	来客車両走行											
	荷さばき車両走行											
	荷さばき車両のアイドリング											
	荷さばき車両の後進ブザー											
	廃棄物収集作業											
	店外放送等											
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音											
	荷さばき台車走行音											

(午後 10 時～午前 6 時) の 騒音レベルの最大値	a	dB
	b	dB
	c	dB
	d	dB

(3) その他添付する図面、レポート等

※ 騒音発生源となる施設等の配置図(添付書類作成要領参照)

※ 騒音予測の計算式

- 昼間及び夜間の等価騒音レベル算出のための計算式
- 夜間に発生する騒音ごとの騒音レベル最大値算出のための計算式

### 3 廃棄物関係

#### (1) 必要保管容量(指針の計算式による)

業態						
廃棄物の種類	S:店舗面積		A:1日当たりの廃棄物等排出予測量 (指針原単位×S)	B:平均保管日数	C:見かけ比重	必要保管容量 $A \times B \div C$
	(千㎡)					
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分				0.10	
	6,000㎡超の部分					
	計					
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分				0.10~0.15	
	6,000㎡超の部分					
	計					
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分				0.10~0.30	
	6,000㎡超の部分					
	計					
プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下の部分				0.01~0.04	
	6,000㎡超の部分					
	計					
生ゴミ等	6,000㎡以下の部分				0.55	
	6,000㎡超の部分					
	計					
その他の可燃性廃棄物等					0.38	
					合計	

#### <廃棄物の種類>

1 紙製廃棄物等	ダンボール等再資源化の可能なものに限る。 ダンボール(梱包用)、牛乳パック等
2 金属製廃棄物等	アルミ製・スチール製の缶等(業務容器を含む)
3 ガラス製廃棄物等	ガラス製の瓶等(業務容器を含む)
4 プラスチック製廃棄物等	ビニール・プラスチック、発泡スチロール(梱包材・緩衝材)、ペットボトル(飲料容器)、トレイ(食料品のトレイ)等
5 生ごみ等	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等 厨芥(調理屑、残飯等)
6 その他の可燃性廃棄物等	雑芥(分別不可能な廃棄物)、可燃物(紙屑・木屑)、その他
7 上記以外	廃家電、廃油等



<参考> [店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位]

(単位：t/千㎡)

種 類			種 類		
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.208	プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.020
	6,000㎡を超える部分	0.011		6,000㎡を超える部分	0.003
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.007	生ゴミ等	6,000㎡以下の部分	0.169
	6,000㎡を超える部分	0.003		6,000㎡を超える部分	0.020
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.006	その他の可燃性廃棄物等		0.054
	6,000㎡を超える部分	0.002			

(2) (1)以外（廃家電、廃油等）の排出予測量

(3) 小売店舗以外からの廃棄物保管状況

小売店舗と共用 ・ 専用
--------------

※ 小売店舗と共用の場合は下表に記載する。

小売店舗以外からの廃棄物等の保管施設の容量	(m <sup>3</sup> )
-----------------------	-------------------

上記の容量で充足する理由	
--------------	--

### Ⅲ 添付図面等作成要領

※ 用紙は日本工業規格A4縦型を使用し、図面は、折り畳み式で作成する。

※ 届出書類には頁番号を付す。

※ 添付図面等には、頁番号及び図面番号を付し、施設等についても図面上に番号等を記載するなどし、図面と書類を照合できるようにするとともに、方位、縮尺、凡例等を表示する。

図面等	記載事項	備考
① 位置図 (縮尺 1/10000~1/25000) 周辺道路の状況がわかるもの	(1) 大規模小売店舗及びその駐車場 (2) 学校、病院、消防署等の公共施設 (3) 経路案内表示板の位置	方位、縮尺、凡例表示
② 周辺見取り図 (縮尺 1/2000~1/5000) 駐車場出入口の位置及び敷地周辺の状況が明確にわかるもの	(1) 来客自動車の来退店経路 (2) 駐車場の出入口 (3) 経路案内表示板の位置 (4) 誘導員の配置位置 (5) 出入口前面道路の状況(幅員、歩道、車線構成等)及び周辺道路の名称 (6) 信号、横断歩道等 (7) 交通規制(一方通行等)の状況 (8) 通学路	方位、縮尺、凡例表示
③ 交通量現状調査報告書及び交通量予測報告書	(1) 観測地点及び観測地点の交差点構造(車線構成、右折レーン長等) (2) 交通量 (3) ピーク時間帯 ※商圏内の来店方向図、観測地点等を記した図面を添付	交通量現状調査報告書及び交通量予測報告書作成方法を参照
④ 建物配置図 (縮尺 1/200~1/500) 敷地内における店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の位置がわかるもの	(1) 建物の位置 (2) 駐車場の位置 ・駐車ます(身障者用駐車ますを含む。)の配置(台数・駐車ますの大きさ) ・出入口の位置及び構造並びに出入口での入出庫方向 ・出入口における歩行者等への安全への配慮(停止線の標示等) (3) 駐車場内での自動車、歩行者等の主な動線 (4) 駐車場の出入口付近のバス停の設置状況 (5) 駐輪場の位置・構造 (6) 荷さばき施設及び荷さばき待ちのための駐車スペースの位置 (7) 搬出入車両の出入口の位置及び構造並びに出入口での入出庫方向 (8) 夜間照明等の位置 (9) 廃棄物等保管施設の位置及び保管方法(保管容器の種類、大きさ等) (10) 食品加工場の位置 (11) リサイクルボックス等の位置	方位、縮尺、凡例表示

図面等	記載事項	備考
⑤ 騒音に関する図面 (縮尺 1/200~1/500) 敷地内における騒音施設の 位置がわかるもの	(1) 騒音発生源となる施設の位置 ・ 冷却塔、室外機、給排気口等 ・ 拡声器(方向も記載) ・ 駐車場、荷さばき施設等 (設備等の寸法も記載) (2) 騒音の予測地点(周辺住居の配置状況がわかる図面に記載。3階建て以上の住居及び学校・病院等の状況についても併せて明示。) (3) 緑地帯、遮音壁等の防音施設がある場合はその位置、寸法(高さ×厚さ)、密度及び材質 (4) 騒音発生源となる施設の周囲の壁の厚さ及び素材(内壁に吸音材を使用している場合は、その厚さ及び素材) (5) 騒音発生源、予測地点、店舗建物等の座標	方位、縮尺、凡例表示
⑥ 各階平面図 (縮尺 1/200~1/500) 各階におけるテナント、 事業用スペース等の位置 がわかるもの	(1) 各小売業者の位置 (2) 小売業以外の事業用スペース等の位置 (3) 次の施設等の位置 ・ 駐車場 ・ 荷さばき施設 ・ 廃棄物等保管施設 ・ 騒音源となる施設、機器等 (4) 通路、階段等	方位、縮尺、凡例表示
⑦ 求積図・求積表(各階ごと) (縮尺 1/200~1/500)	(1) 小売業者の店舗面積 (小売業者ごとに算出) (2) 事業用スペースの面積 (用途ごとに算出) (3) 施設等の面積 (4) 通路、階段等の面積  ※ 延床面積に含まれない屋外売場等についても記載する。	方位、縮尺、凡例表示
⑧ 立面図 (縮尺 1/200~1/500)	(1) 遮音壁等を設置する場合は、その位置、寸法(高さ×厚さ)、密度及び材質 (2) 立体駐車場等を設置する場合は、その周囲の壁の寸法(高さ×厚さ)、密度及び材質	縮尺表示
⑨ 都市計画図	出店予定地及び周辺の用途地域の指定状況	方位、縮尺、凡例表示
その他  必要に応じて、通学路を示した図面、土地利用計画図、公図等を添付する。		

## <参考>

### 交通量現状調査報告書及び交通量予測報告書作成方法

#### 1 現状調査

##### (1) 調査時期

平日及び休日の各1日につき、開店時刻の1時間前から閉店時刻の1時間後までの間の交通量を調査する。

##### (2) 調査地点

原則として、誘導経路上の大規模小売店舗の新設等に伴い影響を受けるおそれのある信号機(点滅信号機を除く。)のある主要な交差点とし、関係機関と協議すること。

##### (3) 調査方法

道路方向別の通行量を、自動車類、二輪車類、自転車類及び歩行者類の別に調査するとともに、信号交差点においては、信号現時及び信号サイクル長を調査する。また、ピーク時における渋滞長についても調査する。

※「交差点交通量調査」「道路交通センサス」等公的な既存の調査データが使用可能な箇所については、これを用いることができる。

#### 2 交通量予測

現状調査を行った調査地点について、新設(変更)後の平日・休日の発生集中交通量等を予測するとともに、ピーク時における直進車両、左折車両及び右折車両を予測する。

予測交通量の算出根拠 についても、別途添付する。

## 交通量調査結果記載例

(平日・休日) (進行方向 ) (直進・右折・左折)

交差点名 \_\_\_\_\_ 調査日 年 月 日 曜日 (天気 )

(単位：台)

項目 時間帯	自動車類					自動車 類合計	大型車 計	二輪 車類	自転 車類	歩行 者類	渋滞 長(m)
	乗用車類		貨物車類								
	軽乗用 車・乗用車	バス	軽・小型貨 物、貨客車	普通貨 物	特殊 車						
~	①	②	③	④	⑤	①~⑤	②+④+⑤				
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
計											

※ 自動車類合計が最大となる時間帯に○印をつける。

※ 観測地点ごとに、平日・休日別、上り・下り方向ごとに作成する。

## 出店後の交通予測記載例

(平日・休日) (進行方向 ) (直進・右折・左折)

交差点名 \_\_\_\_\_

(単位：台)

項目 時間帯	自動車類					自動車 類合計	大型車 計	二輪 車類	自転 車類	歩行 者類	渋滞 長(m)
	乗用車類		貨物車類								
	軽乗用 車・乗用車	バス	軽・小型貨 物、貨客車	普通貨 物	特殊 車						
~	①	②	③	④	⑤	①~⑤	②+④+⑤				
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
~											
計											

※ 自動車類合計が最大となる時間帯に○印をつける。

※ 観測地点ごとに、平日・休日別、上り・下り方向ごとに作成する。